

成年被後見人の方の印鑑登録について

成年被後見人の方は、法定代理人（成年後見人）が同行のうえ、成年被後見人ご本人が来庁し、申請される意思を確認できる場合限り、印鑑登録の申請をしていただくことができます。

○ご本人と法定代理人（成年後見人）の両名の来庁が必要です

ご本人、法定代理人（成年後見人）は申請に係る、すべての手続きが完了するまで同行していただく必要があります。他の方に手続きを委任することは出来ません。

○手続き時にご本人の意思を確認いたします

申請の同意を得られない場合は申請をお受けすることができません。

○申請に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・成年被後見人の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類
- ・法定代理人（成年後見人）の官公署が発行した本人確認書類（顔写真入り1点もしくは顔写真無し2点）
- ・成年後見の登記事項証明書原本（発行日から3カ月以内）

※成年被後見人の公官署発行の顔写真付き本人確認書類がない場合、下記の登録方法があります

- ・郵送による照会方式での登録方法（登録まで数日間かかる）
- ・魚津市内で印鑑登録を受けている方を保証人として保証した申請書を提出する登録方法（即日登録可能）

詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

魚津市役所市民課市民係

TEL：0765-23-1012

FAX：0765-23-1059